

別表 1

1 基準額

次の年齢区分ごとに利用時間に応じた額とする。

(1) 0 歳児	
2 時間以下	1,000 円
2 時間超 4 時間以下	2,000 円
4 時間超 6 時間以下	3,000 円
6 時間超 8 時間以下	4,000 円
(2) 1 歳児及び 2 歳児	
2 時間以下	750 円
2 時間超 4 時間以下	1,500 円
4 時間超 6 時間以下	2,250 円
6 時間超 8 時間以下	3,000 円
(3) 3 歳児以上就学前	
2 時間以下	450 円
2 時間超 4 時間以下	900 円
4 時間超 6 時間以下	1,350 円
6 時間超 8 時間以下	1,800 円

児童の年齢は、4 月 1 日現在における年齢計算に関する法律（明治 35 年 12 月 2 日法律第 50 号）の規定によるものとする。

2 調整事項

- (1) 飲食費等は、実費相当分として別途徴収できるものとする。
- (2) 生活保護世帯、直近の市民税が非課税世帯のうち、ひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯については、利用料を全額免除とする。
- (3) ひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯以外で直近の市民税が非課税世帯については、利用料の 1/2 を免除する。

別表 2

1 基準額

大阪市特定教育・保育施設等運営補助金交付要綱第2条第2項第6号に定める一時保育事業で定める算定基準を基本として、次のとおり大阪市の予算の範囲内で、1/2の額を補助金として交付する。

年間延べ利用児童数による区分

・ 25人以上 150人未満	530千円 × 1/2 =	265千円/年
・ 150人以上 300人未満	1,507千円 × 1/2 =	753.5千円/年
・ 300人以上 900人未満	1,650千円 × 1/2 =	825千円/年
・ 900人以上 1,500人未満	2,970千円 × 1/2 =	1,485千円/年
・ 1,500人以上	4,290千円 × 1/2 =	2,145千円/年

2 加算額

- (1) 生活保護世帯、直近の市民税が非課税世帯のうち、ひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯が利用した場合については、利用料相当分の額を加算する。
- (2) ひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯以外で直近の市民税非課税世帯が利用した場合については、利用料相当分の1/2の額を加算する。
- (3) 障がいのある児童が利用した場合については、利用児童数に3,200円を乗じた額を加算する。